令和８年９月２５日　ＤＸ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会（速報版）

午前十時開議

○**山口ひろひさ委員長**　ただいまからＤＸ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会を開会いたします。

―――――――――――――――――――

○**山口ひろひさ委員長**　本日は、議案審査等を行います。

それでは、１議案審査に入ります。

議案第八十七号「世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○**有馬地域行政部長**　議案第八十七号「世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件は、印鑑登録申請者の保証人となることができる者の範囲を改めるとともに、規定の整備を図る必要が生じましたので、御提案するものでございます。

内容につきましては、九月三日の本委員会で御報告したとおりでございます。

以上、御審査のほどよろしくお願いいたします。

○**山口ひろひさ委員長**　ただいまの説明に対して御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**山口ひろひさ委員長**　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**山口ひろひさ委員長**　それでは、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**山口ひろひさ委員長**　御異議なしと認めます。よって議案第八十七号は原案どおり可決と決定いたしました。

以上で１議案審査を終わります。

―――――――――――――――――――

○**山口ひろひさ委員長**　次に、２報告事項の聴取に入ります。

まず、㈠令和八年度一般会計補正予算（第三次）について、当委員会所管分ですけれ

ども、理事者の説明をお願いいたします。

○日髙ＤＸ推進担当課長　令和八年度一般会計補正予算（第三次）につきまして、本委員会所管分のうちＤＸ推進担当部に関連する補正予算について、資料右上のページ番号を用いて御説明いたします。

一五ページを御覧ください。番号１に記載のとおり、庁内電算機システム運用の事業において、施設経営情報システムの再構築が年度内に終了しないため、二千二百八十五万九千円の繰越明許費を計上してございます。

ＤＸ推進担当部の説明につきましては以上でございます。

○北村庁舎管理担当課長　続きまして、本委員会所管分のうち庁舎整備担当部に関連する補正予算について御説明いたします。

一〇ページにお戻りください。１の企画総務関連でございます。㈢本庁舎等整備工事の費用につきまして、工事請負契約約款に基づくスライド条項の適用に伴う工事費の増といたしまして、当年度分といたしまして六百七十八万七千円の増額補正がございます。

続きまして、一六ページを御覧ください。債務負担行為補正の１追加の番号１でございます。本庁舎等整備事業に係るスライド条項適用に伴う費用といたしまして、当年度分の六百七十八万七千円の増額補正と併せまして、工期が長期にわたり分割契約が困難なため、四億六千四百五十五万五千円を、本年度、債務負担額として計上いたします。

庁舎整備担当部の説明につきましては以上でございます。

○笹本地域行政課長　続きまして、本委員会所管分のうち地域行政部に関連する補正予算につきまして御説明いたします。

一〇ページにお戻りください。２の区民生活関連でございます。（仮称）世田谷区第二マイナンバーカードセンターを開設するため、㈣社会保障・税番号制度事務に千九百六十二万八千円の増額補正がございます。

本委員会所管分の説明につきましては以上でございます。

○山口ひろひさ委員長　ただいまの説明に対して御質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

――――――――――――――――――――

○山口ひろひさ委員長　それでは次に、㈣本庁舎等整備工事の工期延伸に伴い区に生じた損害について、理事者の説明をお願いします。

○北村庁舎管理担当課長　それでは、本庁舎等整備工事の工期延伸に伴い区に生じた損害

についてを報告いたします。

九月三日の本委員会におきまして、本庁舎等整備工事の工期延伸に伴う損害額確定に向けた、二期工期延伸における区が現段階で確認した損害項目についてで報告させていただきました確認書につきまして、九月十八日付で大成建設より受領いたしました。このため、本案件を追加させていただきまして、本日、委員会に報告させていただくものでございます。

１の主旨につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。

２の大成建設からの確認書（第四回）についてでございます。二期工期延伸における損害の項目及び金額につきましては、区の示した損害額と同額である二億八百二十八万七千三百三十九円の確認書を受領いたしました。本件工期延伸に伴う損害額として、これまでの積み上げ分と合わせまして、計五億九千五百六十三万八千百十三円分が確定したことになります。図の比較イメージのとおり、損害額は、技術提案不履行違約金の四億千五百八十万千八百八十一円を超過したため、超過分でございます一億七千九百八十三万六千二百三十二円につきまして、大成建設へ速やかに請求いたします。請求分につきましては、二期竣工払いと相殺する予定でございます。

二ページ、三ページに第四回目の確認書及び実損計算書を添付してございます。金額及び損害の項目につきましては、九月三日の本委員会で報告いたしました内容と同じでございます。

３の今後のスケジュールでございます。引き続き、二期工期延伸に伴い区に生じた損害額の追加について調査、それから根拠資料の作成などを行いまして、大成建設との交渉を進めてまいります。十月頃に、二期竣工払いに併せまして超過分について相殺を予定してございます。二期工期延伸における損害項目の追加分について、二月の本委員会に報告する予定です。

説明は以上です。

○山口ひろひさ委員長　ただいまの説明に対して御質疑がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

――――――――――――――――――――

○山口ひろひさ委員長　それでは次に、㉘その他ですが、ほかに区側からの報告事項はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**山口ひろひさ委員長**　以上で報告事項の聴取を終わります。

―――――――――――――――――――

○**山口ひろひさ委員長**　次に、３請願の継続審査についてお諮りいたします。

令五・七号「本庁舎等工事大幅遅延への対応にあたり、第三者専門家を加えた検証会議・専門部会を構成するよう、区と協議することを求める陳情」外一件を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**山口ひろひさ委員長**　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

―――――――――――――――――――

○**山口ひろひさ委員長**　次に、４閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

1.　デジタルトランスフォーメーションについて

2.　地域行政制度について

3.　公共施設整備（手法を含む）について

4.　本庁舎整備について

5.　火葬場設置の検討について

6.　国公有地等の対策について

とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**山口ひろひさ委員長**　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

―――――――――――――――――――

○**山口ひろひさ委員長**　次に、５協議事項に入ります。

㈠次回委員会の開催についてですが、年間予定であります十一月十二日木曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**山口ひろひさ委員長**　それでは、次回委員会は、十一月十二日木曜日午前十時から開催することと決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

―――――――――――――――――――

○**山口ひろひさ委員長**　その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**山口ひろひさ委員長**　特にないようですので、以上で本日のＤＸ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会を散会いたします。

午前十時八分散会

――――――――――――――――――――